

住所
受給者の令和8年1月1日(退職者は退職時)現在の住所(住民票登録地)を本人に確認のうえ、番地・方書まで必ず記載してください。

給与所得控除後の金額

給与所得金額の速算表を参考に、給与所得金額を記載してください。所得金額調整控除がある場合は、所得金額調整控除額を控除した後の金額を記載してください。

特定親族特別控除の額

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づき計算した特定親族各人の特定親族特別控除の額の合計額を記載してください。

社会保険料等の金額

「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。小規模企業共済等掛金の額がある場合は、内書きしてください。

摘要欄

①給与に前職が含まれている場合は前職の退職年月日、会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。

②同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)を有する方で、その配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例:「氏名(同配)」)

③所得金額調整控除がある場合は下記の例にならって記入してください。ただし、扶養親族の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は本欄での記載を省略できます。

・同一生計配偶者が特別障害者の場合
→ 例) 鳴門 花子 (同配)
・扶養親族が特別障害又は23歳未満の場合
→ 例) 鳴門 一郎 (調整)
※本人が特別障害者の場合は記載不要です。

控除対象扶養親族等

扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。(非居住者である場合には、区分欄に01から04の区分を記載してください。
01:30歳未満又は70歳以上、02:30歳以上70歳未満の留学生、03:30歳以上70歳未満の障害者、04:30歳以上70歳未満で38万円以上の送金を受けている)
特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づき計算した特定親族各人の特定親族特別控除の額に応じて、「特定親族特別控除の額の区分」を記載します。

特定親族特別控除の額	区分		合計所得金額
	(特定親族が非居住者)	(特定親族が居住者)	
63万円	10	11	58万円超85万円以下
61万円	20	21	85万円超90万円以下
51万円	30	31	90万円超95万円以下
41万円	40	41	95万円超100万円以下
31万円	50	51	100万円超105万円以下
21万円	60	61	105万円超110万円以下
11万円	70	71	110万円超115万円以下
6万円	80	81	115万円超120万円以下
3万円	90	91	120万円超123万円以下

支払者

給与等の支払者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を必ず記載してください。

給与支払報告書(個人別明細書)記載例

支払受ける者	住所	鳴門市撫養町南浜字東浜2000番地									
給与支払報告書(個人別明細書)	種別	※ 整理番号		※							
	(受給者番号) 123-456789	(個人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		(役職名) 係長							
		(フリガナ) ナルト タロウ		(氏名) 鳴門 太郎							
給与等	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
内	6,000,000	4,360,000		4,150,000	0						
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)						
有	380,000	1	1	1	2						
無											
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額		損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額						
630,000	200,000	120,000		50,000	10,500						
内	700,000										
(摘要)	前職:(株)鳴門重工 令和7年3月31日退職										
支払金額:1,500,000円、社会保険料:120,000円、源泉徴収税額:50,000円											
生年保険料の内訳	新生年保険料の内訳	33,000	旧生命保険料の内訳	150,000	介護医療保険料の内訳	100,000	新個人年金保険料の内訳		旧個人年金保険料の内訳	78,000	
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除用額	1	居住開始年月日(1回目)	31	4	1	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	12,000,000	
	住宅借入金等特別控除可能額	120,000	居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		
(個人番号) ナルト ハヤコ	区分		配偶者の合計所得	300,000	国民年金保険料等の内訳	150,000	旧長期損害保険料の内訳	20,000			
氏名 鳴門 花子	区分				基礎控除の額	680,000	所得金額調整控除額				
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
(個人番号) ナルト イチロウ	区分		氏名 鳴門 五郎	区分							
氏名 鳴門 一郎	区分										
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											
(個人番号) ナルト ジロウ	区分		氏名 鳴門 三郎	区分							
氏名 鳴門 次郎	区分	01									
個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4											
(個人番号) ナルト サブロウ	区分		氏名 鳴門 四郎	区分							
氏名 鳴門 四郎	区分	10									
個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6											
未成年者	外死亡者	死	災害	乙	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日	
国籍	國人				特	そ	の	他			
退職	退職				別	夫	婦				
人	人				親						
支払用	支払者	個人番号又は法人番号	1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1	(右詰で記載してください。)							
	住所(居所)又は所在地	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地									
	氏名又は名称	株式会社 鳴門製薬 (電話) 088-684-1129									

氏名・個人番号

受給者の個人番号・氏名・フリガナを必ず記載してください。

源泉徴収税額

年末調整後の源泉徴収税額を記載してください。年末調整をしない場合は、前年中に源泉徴収された税額の合計額を記載してください。

生命保険料の控除額・地震保険料の控除額

「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。金額の内訳についても必ず記載してください。

住宅借入金等特別控除の額・内訳

年末調整の際に源泉徴収税額が0円になった場合は必ず、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分を記載してください。

基礎控除の額

「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

- 合計所得額132万円以下:95万円(改正前:48万円)
 - 合計所得額132万円超336万円以下:88万円
 - 合計所得額336万円超489万円以下:68万円
 - 合計所得額489万円超655万円以下:63万円
 - 合計所得額655万円超2350万円以下:58万円(改正前:48万円)
- ※合計所得2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

所得金額調整控除の金額

所得金額調整控除の金額がある人で、年末調整をした方のみ記載してください。

(源泉・特別) 控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。(非居住者である場合には、区分欄に○を付けてください)

本人該当事項

本人が該当する欄に○印を記載してください。

- 勤労学生の合計所得額の要件:85万円以下(改正前:75万円以下)

中途就・退職

前年中に中途就職または退職の場合は、就職・退職欄に○印をつけ、その年月日を記載してください。

受給者生年月日

受給者の生年月日を必ず記載してください。

給与支払報告書(個人別明細書)は市町村提出用を1人につき1部作成し、総括表を付けて提出してください。

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、個人住民税普通徴収該当理由書兼仕切紙をあわせてご提出ください。

●問い合わせ・提出先

〒772-8501徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

鳴門市役所税務課(市民税担当)

TEL: 088-684-1129